

令和 7 年度 償却資産(固定資産税)申告の手引き

福島県双葉郡双葉町

償却資産の申告期限は令和 7 年 1 月 3 1 日（金）です。

- 地方税法第 383 条の規定により、毎年 1 月 1 日現在に双葉町内に所有する事業の用に供することができる償却資産（詳細は 2 ページ以降参照）の申告義務があります。
- 提出先は 〒979-1495 福島県双葉郡双葉町大字長塚字町西 73 番地 4 戸籍税務課宛になります。

■ 郵送による申告

下記提出先に申告書を送付してください。
申告書(控用)に受領印が必要な場合は、必ず返信先を記入した返信用封筒に切手を貼って同封してください。

■ 電子申告（eLTAX：エルタックス）による申告

詳しくは、「eLTAX」ホームページ（<https://www.eltax.lta.go.jp>）をご覧ください。

エルタックス **検索**

≪ヘルプデスク≫9：00～17：00（土日祝・年末年始 12/29～1/3 を除く）

Tel 0570-081459（つながらない場合は：Tel 03-5521-0019）

■ 窓口に持参

双葉町役場 戸籍税務課（双葉町大字長塚字町西 73 番地 4）

■ 申告書の提出 及び お問い合わせ先 ■

双葉町役場 戸籍税務課 賦課係

住 所 〒979-1495 福島県双葉郡双葉町大字長塚字町西 73 番地 4

電 話 0240-33-0132

受付時間 8：30～17：15 ※土日祝・年末年始 12/29～1/3 除く

目次

I 償却資産とは	p. 2
II 償却資産の申告について	p. 6
III 償却資産の課税について	p. 7
IV その他	p. 8

I 償却資産とは

償却資産とは、土地及び家屋以外の事業の用に供することができる資産で、その減価償却額又は減価償却費が法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上、損金又は必要な経費に算入されるもののうち、その取得価額が少額である資産その他の政令で定める資産以外のもの（これに類する資産で法人税又は所得税を課されない者が所有するものを含みます。）をいいます（地方税法第341条第4号）。

償却資産の所有者は、地方税法第383条の規定により、毎年1月31日までに1月1日（賦課期日）現在における償却資産の所有状況について、必要な事項をその所在地の市町村長に申告する義務があります。

1. 資産の種類ごとの具体例

資産の種類		内容	
第1種	構築物	土地に土着した土木設備	広告塔、門、外灯、構内舗装（駐車場の舗装路面も含む）、煙突、緑化施設、よう壁 等
	建物附属設備	建物附属設備	変電設備、蓄電池電源設備、建物から独立した諸設備 等
		建物の所有者と異なる者（テナント等）が施工した設備	店舗内造作設備、照明設備、給排水衛生設備、ガス設備、空調設備 等
第2種	機械及び装置	製造機械設備	電気機器製造設備、食品加工設備、金属製品製造設備、その他部品製造・加工・修理等に使用する機械及び装置 等
		土木建設機械	建設機械に該当する大型特殊自動車（ナンバープレートを取得している場合は、分類番号が「0」、「00」～「09」、「000～099」のもの）、ブルドーザー、パワーショベル 等
		工作機械	旋盤、フライス盤、ボール盤 等
		搬送設備	クレーン、コンベアー 等
		その他設備	ガソリンスタンド設備、クリーニング設備、洗車業用設備 等
第3種	船舶	モーターボート 等	
第4種	航空機	ヘリコプター 等	
第5種	車両及び運搬具	大型特殊自動車のうち建設機械以外のもの （ナンバープレートを取得している場合は、分類番号が「9」、「90」～「99」、「900」～「999」のもの） ショベルローダー、構内運搬具、自転車、被けん引車 等 ※自動車税、軽自動車税の課税客体となる車両は該当しません。	
第6種	工具・器具及び備品	事務机、事務椅子、キャビネット、金庫、パソコン、陳列ケース、複写機、看板、冷暖房用機器、厨房用品、測定工具 等	

2. 申告する資産とは

毎年1月1日現在事業の用に供することができる資産のうち、次の(1)(2)の要件を満たすものです。

- (1) 土地及び家屋以外の有形の固定資産で、所得税法又は法人税法の所得の計算上、減価償却の対象となる資産（土地及び家屋の用語の意義は、地方税法第341条の規定によります。）

◎次のような資産も事業の用に供することができる状態であれば申告の対象となります。

- ア 建設仮勘定で経理されている資産
- イ 決算期以後1月1日までの間に取得された資産で、まだ固定資産勘定に計上されていない資産
- ウ 簿外資産（会社の帳簿に記載されていない資産）
- エ 償却済資産（減価償却が終わった資産）
- オ 遊休資産（稼働を休止しているが、いつでも稼働できる状態にある資産）
- カ 未稼働資産（既に完成しているが、未だ稼働していない資産）
- キ 借用資産（リース資産）で、契約の内容が割賦販売と同等である資産
- ク 取得価額が30万円未満の資産で、税務会計上租税特別措置法第28条の2又は第67条の5の適用により即時償却した資産

- (2) 耐用年数が1年を超えて取得価額（1個又は1組当たり）が10万円以上の資産
（ただし、法人の場合、10万円未満の資産でも減価償却した資産は申告の対象となります。）

	取得時期	取得価額	国税の取扱い	固定資産税（償却資産）の取扱い
個人の場合	平成元年3月31日までに取得の資産	10万円未満	必要経費	申告対象外
		10万円以上	減価償却	申告対象
	平成元年4月1日から平成10年12月31日までに取得の資産	20万円未満	必要経費	申告対象外
		20万円以上	減価償却	申告対象
	平成11年1月1日以後に取得の資産	10万円未満	必要経費	申告対象外
		10万円以上 20万円未満	3年間一括償却	申告対象外
			減価償却	申告対象
法人の場合	(ア) 平成元年3月31日までに取得の資産	10万円未満	損金算入	申告対象外
			減価償却	申告対象
		10万円以上	減価償却	申告対象
	(イ) 平成10年3月31日以前に開始された事業年度に取得の資産（(ア)の資産を除く）	20万円未満	損金算入	申告対象外
			減価償却	申告対象
		20万円以上	減価償却	申告対象
	(ウ) 平成10年4月1日以降に開始された事業年度に取得した資産	10万円未満	損金算入	申告対象外
			3年間一括償却	申告対象外
			減価償却	申告対象
		10万円以上 20万円未満	3年間一括償却	申告対象外
			減価償却	申告対象
			減価償却	申告対象

3. 業種別の申告対象となる主な償却資産

業種	資産の名称
共通	事務机、事務椅子、パソコン、サーバー、LAN 配線、受変電設備、コピー機、エアコン、応接セット、内装、内部造作等、看板（広告塔）、ロッカー、キャビネット、金庫、レジスター、タイムレコーダー、舗装路面 等
製造業	金属製品製造設備、食料品製造設備、旋盤、梱包機 等
ガソリン給油業	ガソリン計量機、充電機、照明設備、地下タンク、洗車場、キャノピー（事務所と接していないもの） 等
印刷業	各種製版機及び印刷機、裁断機 等
建設業	ブルドーザー、パワーショベル、クレーン、大型特殊自動車、発電機、溶接機等の機械装置及び器具 等
料理飲食業	食卓、椅子、厨房設備、冷凍冷蔵庫、カラオケ機器 等
小売業	簡易間仕切り、陳列棚、陳列ケース（冷凍機又は冷蔵機付のものも含む） 等
理容・美容業	理容・美容椅子、洗面設備、消毒殺菌機、サインポール 等
医（歯）業	レントゲン装置、手術機器、歯科診療ユニット、ファイバースコープ 等
クリーニング業	洗濯機、脱水機、乾燥機、プレス機、ボイラー、包装設備 等
農業、畜産業	農機具、脱穀機、選別機、農業用井戸、果物棚、ビニールハウス、ポンプ、堆肥舎等
不動産貸付業（アパート経営等）	受変電設備、金属製・コンクリート製の塀、路面舗装、緑化施設（植木等）、太陽光発電設備、駐車場の機械設備、駐車料金精算機 等
太陽光発電事業	太陽光パネル、架台、発電ユニット、送電設備、フェンス、アスファルト舗装工事、調査・設計・測量費用、工事費、付帯費 等

4. 建築設備等における家屋と償却資産の区分

（１） 家屋と設備等の所有者が同じ場合

独立した機器としての性質が強いもの、特定の生産または業務の用に供されるもの、取り外しが容易で別の場所に自在に移動できるもの等は、償却資産として取り扱います。

（２） 家屋と設備等の所有者が異なる場合

テナント等で、家屋の所有者と異なる人（賃借人、テナント等）が取り付けした家屋の付帯設備（内部仕上・床仕上・天井仕上・電気設備・給排水設備・ガス設備等）で、事業の用に供することができる資産は、賃借人が所有する償却資産となり、賃借人が申告する必要があります。

家屋と償却資産の区分表

設備等の種類	設備等の分類	設備等の内容	家屋と設備等の所有関係			
			同じ場合		異なる場合	
			家屋	償却資産	家屋	償却資産
建築工事	内装・造作等	床・壁・天井仕上、店舗造作等工事一式	○			◎
外構工事	外構工事	工事一式（門・塀・緑化施設等）		◎		◎

電気設備	受変電設備	設備一式		◎		◎
	予備電源設備	発電機設備、蓄電池設備、無停電電源設備等		◎		◎
	中央監視設備	設備一式		◎		◎
	電灯コンセント	屋外設備一式		◎		◎
	照明器具設備	屋内設備一式	○			◎
	電力引込設備	引込工事		◎		◎
	動力配線設備	特定の生産又は業務用設備		◎		◎
		上記以外の設備	○			◎
	電話設備	電話機、交換機等の機器		◎		◎
		配管・配線、端子盤等	○			◎
	LAN 設備	設備一式		◎		◎
	インターホン設備	集合玄関機等		◎		◎
		上記以外の設備	○			◎
	監視カメラ（ITV）設備	受像機（モニター）、カメラ		◎		◎
		配管・配線等	○			◎
給排水・衛生設備	給排水設備	屋外設備、引込工事、特定の生産又は業務用設備		◎		◎
		屋内配管、高架水槽、受水槽、ポンプ等	○			◎
	給湯設備	局所式給湯設備（電気温水器・湯沸し器）		◎		◎
		局所式給湯設備（ユニットバス・床暖房）	○			◎
		中央式給湯設備				
	ガス設備	屋外設備、引込工事、特定の生産又は業務用設備		◎		◎
		屋内配管等	○			◎
	衛生設備	設備一式（洗面器、大小便器等）	○			◎
空調設備	空調設備	壁掛型エアコン、特定の生産又は業務用設備		◎		◎
		上記以外の設備	○			◎
	換気設備	特定の生産又は業務用設備		◎		◎
		上記以外の設備	○			◎
その他の設備	運搬設備	工場用ベルトコンベア、垂直搬送機		◎		◎
		エレベーター、エスカレーター、小荷物専用昇降機（ダムウェーター）等	○			◎
	厨房設備	顧客の求めに応じるサービス設備（飲食店・ホテル・百貨店等）、寮・病院・社員食堂等の厨房設備		◎		◎
		上記以外の設備	○			◎
	その他の設備	冷蔵・冷凍倉庫における冷却装置、ろ過装置、POS システム、広告塔、ネオンサイン、文字看板、袖看板、簡易間仕切（衝立）、機械式駐車設備（ターンテーブルを含む）、駐輪設備、ごみ処理設備、メールボックス、カーテン・ブラインド等		◎		◎

Ⅱ 償却資産の申告について

1. 申告していただく方

工場や商店を営んでいたり、駐車場やアパートを貸し付けていたりするなど、事業を行っている方で、毎年1月1日現在、双葉町内に償却資産を所有している場合は、地方税法第383条の規定により、毎年1月1日（賦課期日）現在の所有状況を申告する義務があります。

※所有権留保付売買資産については、原則として買主の方が申告してください。

2. 提出していただく書類

書類名 事業所区分		償却資産申告書 (償却資産課税台帳)	種類別明細書 (増加資産・全資産用)	種類別明細書 (減少資産用)
はじめて申告される方		●	●（全資産を申告）	
前年度申告 された方	資産の増減 がない	●		
	増加資産が ある	●	●	
	減少資産が ある	●	▲ (全資産減の場合不要)	●
廃業・休業・解散・転出 など		●		●

※はじめて申告される方で、所有している償却資産がない場合

償却資産申告書右下「18 備考」欄の「3. 該当資産なし」に○をつけてください。

※前年度申告された方で、所有する資産に増加や減少がない場合

償却資産申告書右下「18 備考」欄の「2. 資産の増・減なし」に○をつけてください。

※廃業・解散などをされた方

償却資産申告書右下「18 備考」欄の「4. 休業・解散・廃業・転出等」の該当する項目に○をつけ、その年月日のご記入をお願いします。

3. 独自の電算処理により申告をする場合

企業独自の電算処理により申告される場合には、毎年度全資産申告をお願いいたします。

償却資産申告書及び種類別明細書を次のとおり作成し、提出してください。

償却資産申告書	- 独自の申告書を使用する場合は、所有者コードを確認するため、当町の申告書を添付するか又は所有者コードを必ず転記してください。 - 資産件数欄がない場合は、資産件数を備考欄に記入してください。 - 評価額の欄を必ず記入してください。
種類別明細書 (全資産用)	- 次の項目は必ず記載してください。 資産の種類、資産の名称、数量、取得年月、取得価格、原価残存率、耐用年数、価格、増加事由 - 耐用年数を変更した資産がある場合は、改正年、改正前及び改正後の耐用年数をそれぞれ記載してください。 - 減少した資産のリストを添付してください。 - 増加・減少資産がある場合は、増減事由を摘要欄に記入してください。

Ⅲ 償却資産の課税について

1. 償却資産の課税について

(1) 課税標準額

課税標準額は、賦課期日(1月1日)現在の決定価格で償却資産課税台帳に登録されたものです。また、地方税法で定める課税標準の特例が適用される場合は、その資産の価格に特例率を乗じたものが課税標準となります。

(2) 免税点

同一人(同一法人)が所有する償却資産の課税標準額の合計が150万円未満の場合は、課税されません。

(3) 税率

100分の1.4

(4) 税額

税額(100円未満切捨) = 合計課税標準額(1,000円未満切捨) × 税率(1.4/100)

(5) 納期限

固定資産税(償却資産)の納期限は、以下のとおりとなります。

なお、納期限が土日祝日にあたる場合は、それらの日の翌日が納期限となります。

第1期	第2期	第3期	第4期
5月末	7月末	9月末	11月末

2. 評価額の算出方法

償却資産の評価額は、固定資産評価基準の定めにより、取得価格を基準とし、耐用年数及び取得後の経過年数に応じた減価を考慮して求めます。具体的な算式は以下のとおりです。

前年中に取得した資産 (令和6年1月2日～令和7年1月1日に取得)	前年前に取得した資産 (令和6年1月1日以前に取得)
取得価格 × $\frac{\{1 - \text{減価率} \div 2\}}{\text{前年中取得減価残存率}} = \text{評価額}$	前年度評価額 × $\frac{\{1 - \text{減価率}\}}{\text{前年前取得減価残存率}} = \text{評価額}$

※評価額が取得価格の5%に満たない場合は、取得価格の5%を評価額とします。

3. 価格等の決定

(1) 価格等の決定

取得価額を基礎として、取得後の経過年数に応ずる価値の減少(減価)を考慮して評価し、3月31日までに価格を決定します。決定後、償却資産課税台帳に登録し、その旨を公示します。

(2) 審査の申出

償却資産課税台帳に登録された価格に不服のある方は、公示の日から納税通知書の交付を受けた日後3か月までの間、審査の申出をすることができます。

Ⅳ その他

1. 固定資産税（償却資産）と国税（法人税及び所得税）の主な相違点

項目	固定資産税（償却資産）の取扱い	国税の取扱い
償却計算の期間	暦年	事業年度
減価償却の方法	定率法 (国税では旧定率法にあたる。)	【平成 19 年 3 月 31 日以前取得】 旧定率法、旧定額法等の選択制（建物は旧定額法） 【平成 19 年 4 月 1 日以後取得】 定率法、定額法等の選択制（建物並びに平成 28 年 4 月 1 日以後に取得する建物附属設備及び構築物は定額法）
前年中新規取得資産	半年償却（1/2）	月割償却
圧縮記帳制度	認めていない（注 1）	認めている
特別償却・割増償却 （租税特別措置法）	認めていない	認めている
増加償却 （法人税法・所得税法）	認めている	認めている
評価額の最低限度	取得価格の 5 %	1 円（備忘価格）
改良費 （資本的支出）	区分評価 （改良を加えられた資産と改良費を区分して評価）（注 2）	原則区分評価
少額の減価償却資産 （使用可能期間が 1 年未満又は取得価額が 10 万円未満の資産）	一時の損金又は必要な経費に算入したものは課税対象外 （注 3）	一時の損金算入が可能又は必要な経費に算入するものとする （法人税法施行令第 133 条又は所得税法施行令第 138 条）
一括償却資産 （取得価額が 20 万円未満の減価償却資産）	3 年間で損金又は必要な経費に算入したものは課税対象外 （注 4）	3 年間で損金又は必要な経費に算入可能 （法人税法施行令第 133 条の 2 又は所得税法施行令第 139 条）
即時償却資産 （中小企業者等の方が租税特別措置法を適用して取得された 10 万円以上 30 万円未満の減価償却資産）	課税対象になります。（注 5）	取得価額に相当する金額を損金又は必要な経費に算入が可能 （租税特別措置法第 28 条の 2 又は同法第 67 条の 5）

（注 1） 圧縮記帳の制度は認められていませんので、圧縮前の取得価額としてください。

（注 2） 平成 19 年度税制改正により、国税における改良費の取扱いは変わりましたが、固定資産税（償却資産）における取扱いには変更はありません。

（注 3） 法人は減価償却することもできますが、その場合は固定資産税（償却資産）の課税対象となりますので、耐用年数省令に応じた耐用年数を記入のうえ申告してください。

（注 4） 法人又は個人の方は本来の耐用年数を用いて毎年減価償却することもできますが、その場合は固定資産税（償却資産）の課税対象となりますので、耐用年数省令に応じた耐用年数を記入のうえ申告してください。

（注 5） 中小事業者に該当する法人又は個人の青色申告者の方等が平成 15 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの間に 30 万円未満の減価償却資産を取得された場合、その全額を損金又は必要な経費に算

入することができます（平成 18 年 4 月 1 日以降は上限 300 万円まで）。ただし、取得価額が 10 万円未満で中小企業特例を適用できるのは、平成 15 年 4 月 1 日から平成 18 年 3 月 31 日までに取得した資産となります。固定資産税（償却資産）上は、この規定により損金又は必要な経費に算入された減価償却資産については課税対象になりますので、耐用年数省令に応じた耐用年数を記入のうえ申告してください。

2. 申告をしなかった場合・虚偽の申告をした場合

正当な理由がなく申告をされない場合、また、虚偽の申告をされた場合には、地方税法第 385 条及び 386 条並びに双葉町税条例第 75 条の規定により、罰則や過料を科されることがあります。

3. 実地調査のお願い

申告書受理後、償却資産の申告内容が適正であることを確認するために、地方税法第 353 条及び第 408 条の規定により、実地調査を行う場合があります。その際は資料の提供等についてもご協力をお願いいたします。また、調査に伴い修正申告をお願いする場合があります。

4. 遡及課税について

申告漏れや、実地調査による修正申告があった場合、最大で 5 年度分まで遡及して課税（地方税法第 17 条の 5 第 5 項）となります。また、遡及課税となった場合は通常の納期とは異なり、納期は 1 回となりますので、ご注意ください。

5. リース資産について

ファイナンス・リース取引のうち、所有権移転外ファイナンス・リースについて、国税においては、平成 20 年 4 月 1 日以降に締結したものは、原則として売買に準じた方法により借主が減価償却を行うものとされましたが、固定資産税（償却資産）においては、従来どおりリース会社等の資産の貸主（所有者）が、当該資産を申告する必要があります。

なお、平成 20 年 4 月 1 日以降に締結されたリース契約のうち、法人税法第 64 条の 2 第 1 項又は所得税方第 67 条の 2 第 1 項に規定するリース資産で、当該リース資産の所有者が当該リース資産を取得した際における取得価額が 20 万円未満の資産は、償却資産の申告対象から除かれます。

6. 福島復興再生特別措置法による固定資産税の課税免除

（１）福島復興再生特別措置法（以下法）に基づき、以下の①～④のいずれかに該当し、当該事業の用に供する施設又は設備の新設又は増設に対し、申請により 5 年間固定資産税の課税免除を行います。

それぞれの制度を適用するにあたり、事前の手続きが必要となりますので、各申請窓口へお問い合わせください。詳しい要件や申請方法等は、福島県のホームページでご確認ください。

福島県 HP → 組織で探す → 税務課 → 福島復興再生特別措置法に係る県税の課税免除

① 企業立地促進区域 税制 (認定事業者)	企業立地促進区域内(❶)で、避難解除等区域復興再生推進事業を実施することについて福島県知事の『認定』を受けた個人事業者又は法人が当該事業に用に供する施設又は設備の新設又は増設を行った場合 (❶：避難指示解除区域及び認定特定復興再生拠点区域) 【認定の申請窓口】 県北・相双地方振興局 企画商工部
-----------------------------	---

② 避難指示区域税制 (確認事業者)	平成 23 年 3 月 11 日において、避難指示の対象となった区域(②)内に事業所が所在していたことについて、法第 38 条の規定により福島県知事の『確認』を受けた個人事業者又は法人が施設又は設備の新設又は増設を行った場合 (②：避難指示解除区域及び認定特定復興再生拠点区域) 【確認の申請窓口】 県内各地方振興局 県税部
③ 風評税制	福島県内で法第 74 条第 1 項に規定する特定事業活動(③)を実施することについて福島県知事の『指定』を受けた個人事業者又は法人が施設又は設備の新設又は増設を行った場合 (③：事業内容等については、福島県のホームページをご確認ください。) 【指定の申請窓口】 県内各地方振興局 企画商工部
④ イノベ税制	新産業創出等推進事業促進区域内(④)で、新産業創出等推進事業(⑤)を実施することについて福島県知事の『認定』を受けた個人事業者又は法人が施設又は設備の新設又は増設を行った場合 (④：対象区域については、お問い合わせください。) (⑤：事業内容等については、福島県のホームページをご確認ください。) 【認定の申請窓口】 県北・県中・相双・いわき地方振興局 企画商工部

(2) 固定資産税の課税免除等の申請について

1. 申請方法

- ・提出書類 県知事の認定書や確認書の写し、課税免除申請書、固定資産明細書、その他必要書類
- ・申請期限 毎年 3 月 20 日まで(対象となる 5 年間は、毎年度申請が必要です。)

2. 対象資産

土地	建物の敷地である土地(完成済みの課税免除対象建物の垂直投影面積分のみ)
家屋	当該事業の用に供する建物
償却資産	当該事業の用に供する償却資産 (①又は②に該当する場合 構築物、機械及び装置のみ対象) (③又は④に該当する場合 構築物、機械及び装置、器具及び備品のみ対象)

※家屋、償却資産についてはいずれの場合も新品(以前に事業の用に供したことの無いもの)の取得のみ対象。既存設備の更新は新規取得したものについては対象(申告の際に分けて申告する必要があります)。

※所有権移転外リース取引により取得したものは対象外。

※国税の特例(特別償却、税額控除)を受けていない資産であっても対象となります。

3. 対象期間

- ・固定資産税が課されることとなった年度から 5 カ年度分

※施設又は設備等の取得期限については、各税制により異なりますので、お問い合わせください。

減価率、減価残存率表

耐用 年数	減価率	減価残存率		耐用 年数	減価率	減価残存率	
		前年中取得 のもの	前年前取得 のもの			前年中取得 のもの	前年前取得 のもの
-	-	-	-	31	0.072	0.964	0.928
2	0.684	0.658	0.316	32	0.069	0.965	0.931
3	0.536	0.732	0.464	33	0.067	0.966	0.933
4	0.438	0.781	0.562	34	0.066	0.967	0.934
5	0.369	0.815	0.631	35	0.064	0.968	0.936
6	0.319	0.840	0.681	36	0.062	0.969	0.938
7	0.280	0.860	0.720	37	0.060	0.970	0.940
8	0.250	0.875	0.750	38	0.059	0.970	0.941
9	0.226	0.887	0.774	39	0.057	0.971	0.943
10	0.206	0.897	0.794	40	0.056	0.972	0.944
11	0.189	0.905	0.811	41	0.055	0.972	0.945
12	0.175	0.912	0.825	42	0.053	0.973	0.947
13	0.162	0.919	0.838	43	0.052	0.974	0.948
14	0.153	0.924	0.848	44	0.051	0.974	0.949
15	0.142	0.929	0.858	45	0.050	0.975	0.950
16	0.134	0.933	0.866	46	0.049	0.975	0.951
17	0.127	0.936	0.873	47	0.048	0.976	0.952
18	0.120	0.940	0.880	48	0.047	0.976	0.953
19	0.114	0.943	0.886	49	0.046	0.977	0.954
20	0.109	0.945	0.891	50	0.045	0.977	0.955
21	0.104	0.948	0.896	51	0.044	0.978	0.956
22	0.099	0.950	0.901	52	0.043	0.978	0.957
23	0.095	0.952	0.905	53	0.043	0.979	0.957
24	0.092	0.954	0.908	54	0.042	0.979	0.958
25	0.088	0.956	0.912	55	0.041	0.979	0.959
26	0.085	0.957	0.915	56	0.040	0.980	0.960
27	0.082	0.959	0.918	57	0.040	0.980	0.960
28	0.079	0.960	0.921	58	0.039	0.980	0.961
29	0.076	0.962	0.924	59	0.038	0.981	0.962
30	0.074	0.963	0.926	60	0.038	0.981	0.962